



「小児かかりつけ医診療料」について

2016年4月から診療報酬改定において、「小児かかりつけ医診療料」が新設されました。

小児の「かかりつけ医」の機能を推進する観点から、また、医療機関の重複受診を防ぎ、医療費の無駄遣いを減らす意図があるようです。

当院での算定を希望される方は、下記をよくお読みの上、登録をお願いします。



「小児かかりつけ医」に、3歳未満のお子さんが登録すると…

- ①何かの症状があれば、まず、当院を受診して頂くこととなります。
- ②他の医療機関で継続的に受診されている場合は事前に申告してください。
- ③特に専門的な診療の必要にない、皮膚科疾患、耳鼻科疾患、眼科疾患、整形外科的疾患なども対応させていただきます。
- ④ただし、専門的な医療を要すると判断した場合は、紹介などを行います。
- ⑤当院への連絡は、診療時間内であれば、082-873-2516 にお電話ください。
- ⑥時間外、休診時にも、082-873-2516（転送されます）にお電話ください。
- ⑦原則、常時対応いたしますが、医師の体調保持にもご協力いただくと助かります。予防接種、発達のことなど、急を要さない相談内容の場合は、診療時間内にご相談ください。
- ⑧なお、外出時、自動車運転時、飛行機や新幹線による移動時、入浴時、飲酒時、爆睡時！などの際には、対応いたしかねる場合がありますことをご了承ください。お互い人間として尊重しあえるといいですね。
- ⑨診療代金としては、乳幼児等医療費受給者証をお持ちの方は、窓口料金は今まで通り変わりません。乳幼児等医療費受給者証をお持ちでない方は窓口支払い時、60円程度の負担増となります事をご了承ください。

